



# 島根県報

平成16年 3月30日 (火)  
号外 第 31 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 教委規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	(教育庁総務課)	2
県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	( " )	5
島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則	( " )	6
島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則	( " )	9
島根県立高等学校規程の一部を改正する規則	( " )	9
島根県立特殊学校規程の一部を改正する規則	( " )	9
島根県教育委員会教育長職務代行者の指定に関する規則	( " )	10
島根県学校保健体育審議会規則を廃止する規則	( " )	10
島根県立青少年社会教育施設条例施行規則の一部を改正する規則	(生涯学習課)	10
島根県体育専門指導員に関する規則を廃止する規則	(保健体育課)	11
島根県立八雲立つ風土記の丘条例施行規則の一部を改正する規則	(文化財課)	11
島根県立博物館管理運営規則の一部を改正する規則	(古代文化センター)	11

### 教委告示

島根県教育委員会の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定	(教育庁総務課)	12
--	----------	----

### 教委訓令

島根県教育庁等組織規則施行規程の一部を改正する訓令	( " )	12
---------------------------	-------	----

### 人委規則

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則		12
職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則		18
島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則		18
職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則		18
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則		26
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則		29
専門的教育職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則		32

### 人委細則

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則		33
------------------------	--	----

### 人委訓令

公文書の保存期間に関する規程		39
----------------	--	----

## 教育委員会規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月30日

島根県教育委員会委員長 中村俊郎

## 島根県教育委員会規則第7号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第8号の2中「第20条の5第1項」を「第26条第1項」に改める。

第28条の3第1号中「国、県又は特定地方公社等」を「国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人を含む。）、又は他の地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人を含む。）又は特定一般地方独立行政法人等」に、「地方公社又は公庫等」を「一般地方独立行政法人等のうち退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、教職員が任命権者又はその委任を受ける者の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該法人に使用される者となった場合に、教職員としての勤続期間を当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人」に改める。

第28条の6中「特定地方公社等」を「特定一般地方独立行政法人等」に改める。

第29条の4中「月額」を「額」に改める。

第29条の6中「条例第18条第2項第1号に規定する運賃等相当額の算出」を「普通交通機関等（特別急行列車等以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額」に改め、「よる運賃等の額による」を「より算出する」に改める。

第29条の8第1項中「運賃等相当額」を「条例第18条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）」に、「よる額の総額」を「掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間（条例第18条第7項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額。ただし、支給単位期間が第29条の13の3第1項第1号括弧書に規定する期間である場合にあっては県教育委員会が定める額
- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分（再任用短時間教育職員等にあっては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額
- (3) 県教育委員会の定める普通交通機関等 県教育委員会の定める額

第29条の8第2項中「の交通機関等を」を「において」に、「区間」を「普通交通機関等」に、「よる」を「定める」に改め、「の総額」を削る。

第29条10中「月額」を「額」に改め、同項第1号中「交通機関等」を「普通交通機関等」に、「運賃等相当額及び条例第18条第2項第2号に掲げる額の合計額（その額が5万円）を「同条第2項第1号及び第2号に定める額（同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が55,000円）に、「その額と5万円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）を5万円に加算した」を「その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た」に改め、「（当該額が同号に掲げる額に達しない場合は、同号に掲げる額）」を削り、同項第2号中「運賃等相当額」を「1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）」に、「掲げる額」を「定める額」に、「条例第18条第2項第1号」を「同項第1号」に改め、同項第3号中「運賃等相当額」を「1箇月当たりの運賃等相当額等」に、「掲げる額」を「定める額」に、「条例第18条第2項第2号」を「同項第2号」に改める。

第29条の12の5中「条例第18条第3項に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額（以下「特別料金等の2分の1相当額」という。）の算出は、特別急行列車等を利用する場合における通勤の経路及び方法が」を「特別急行列車等に

係る通勤手当の額は、」に、「ものによる特別料金等の額による」を「特別急行列車等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出する」に改め、第 2 項中「及び第29条の 8」を削り、「特別料金等の 2 分の 1 相当額」を「特別急行列車等に係る通勤手当の額」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 第29条の 8 (第 1 項第 3 号を除く。)の規定は、条例第18条第 3 項第 1 号に規定する特別料金等の額の 2 分の 1 に相当する額の算出について準用する。この場合において、第29条の 8 第 1 項中「普通交通機関等の」とあるのは「特別急行列車等の」と、同項第 1 号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、「価額」とあるのは「価額の 2 分の 1 に相当する額」と、同項第 2 号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の 2 分の 1 に相当する」と、同条第 2 項中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と読み替えるものとする。

第29条の12の 6 中「特定地方公社等」を「特定一般地方独立行政法人等」に改める。

第29条の12の 9 の次に次の 1 条を加える。

第29条の12の10 通勤手当は、支給単位期間 (第 4 項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。)又は当該各号に定める期間 (以下この条及び第29条の14において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の第21条に規定する給料の支給日 (以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに第29条の 3 の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した教職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 教職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日に教職員が所属する給料の支給義務者において支給する。この場合において、教職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

4 条例第18条第 5 項の県教育委員会で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の県教育委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 教職員が 2 以上の普通交通機関等を利用するものとして条例第18条第 2 項第 1 号に定める額の通勤手当を支給される場合 (次号に該当する場合を除く。)において、1 箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(2) 教職員が条例第18条第 2 項第 1 号及び第 2 号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1 箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

第29条の13第 2 項中「月額」を「額」に改め、同条の次に次の 3 条を加える。

第29条の13の 2 条例第18条第 6 項の県教育委員会規則で定める事由は、通勤手当 (1 箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される教職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1) 離職し、若しくは死亡した場合又は条例第18条第 1 項の教職員たる要件を欠くに至った場合

(2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

(3) 月の中途において休職にされ、専従許可を受け、外国機関等派遣条例第 2 条第 1 項若しくは公益法人等派遣条例第 2 条第 1 項の規定により派遣され、育児休業法第 2 条の規定により育児休業をし、大学院修学休業をし、又は停職にされた場合であって、これらの期間が 2 以上の月にわたることとなるとき。

(4) 出張、休暇、欠勤、その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第18条第 6 項の県教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1 箇月当たりの運賃等相当額等 (第29条の10第 1 号に掲げる教職員にあっては、1 箇月当たりの運賃等相当額及び

条例第18条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。)が55,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等(同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、県教育委員会が定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(支給単位期間が第29条の13の3第1項第1号括弧書に規定する期間である場合にあっては通用期間の始期が事由発生月の翌月以後である定期券の価額を加えた額。)(次号において「払戻金相当額」という。)

(2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額  
ア イに掲げる場合以外の場合 55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0)

イ 第29条の12の10第4項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 55,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び県教育委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、0)

3 特別急行列車等に係る通勤手当に係る条例第18条第6項の県教育委員会規則で定める額は、第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る特別急行列車等、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての特別急行列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額(支給単位期間が第29条の13の3第1項第1号括弧書に規定する期間である場合にあっては通用期間の始期が事由発生月の翌月以後である定期券の価額を加えた額。)の2分の1に相当する額とする。

4 条例第18条第6項の規定により教職員に前2項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給料の支給義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

第29条の13の3 条例第18条第7項に規定する県教育委員会規則で定める期間は、4月1日を基準とする6箇月の期間及び10月1日を基準とする6箇月の期間(以下「基準6箇月間」という。)につき、次の各号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は特別急行列車等 当該普通交通機関等又は特別急行列車等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。(基準6箇月間において当該期間のみの組み合わせでは端数の期間が生じる場合は当該端数の期間については当該端数の期間。)ただし、特別急行列車等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び特別急行列車等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあっては、当該特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等若しくは特別急行列車等 又は第29条の8第1項第3号の県教育委員会の定める普通交通機関等 1箇月

2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他県教育委員会の定める事由が生じることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生じることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月)までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給期間を定めることができる。

第29条の13の4 支給単位期間は第29条の13第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。



2 月の中途において休職にされ、専従許可を受け、外国機関等派遣条例第 2 条第 1 項若しくは公益法人等派遣条例第 2 条第 1 項の規定により派遣され、育児休業法第 2 条の規定により育児休業をし、大学院修学休業をし、又は停職にされた場合であって、これらの期間が 2 以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

3 出張、休暇、欠勤、その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

第29条の14第 1 項中「1 の給与期間」を「支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間」に、「その月の」を「当該支給単位期間等に係る」に改め、同条第 2 項を削る。

第30条中「月額」を「額」に改める。

第31条を次のように改める。

### 第31条 削除

第31条の 5 及び第31条の 6 第 2 項第 6 号中「特定地方公社等」を「特定一般地方独立行政法人等」に改める。

別表第10中	「広瀬町立東比田小学校		「広瀬町立西比田小学校
	同 奥田原小学校		同 布部小学校
	吉田村立吉田小学校民谷分校	を	同 宇波小学校
	邑智町立君谷小学校	「吉田村立吉田小学校民谷分校	同 上山佐小学校
	大和村立宮内小学校	瑞穂町立市木小学校	」に、
	瑞穂町立市木小学校	」	同 西谷小学校
			同 比田中学校」

「広瀬町立比田小学校	「川本町立三原小学校		「同 日和小学校
同 布部小学校	邑智町立沢谷小学校	「川本町立三原小学校	同 日和小学校
同 山佐小学校	に、大和村立都賀行小学校	を 大和村立大和小学校	に、桜江町立長谷小学校
同 比田中学校」	同 都賀小学校	同 大和中学校」	を 金城町立波佐小学校」
	同 大和中学校」		

「同 日和小学校  
金城町立波佐小学校」に改める。

別表第10の 2 中	「島根町立野波小学校		「島根町立野波小学校
	同 野波中学校	を	美保関町立美保関東小学校」
	美保関町立美保関東小学校」		

### 附 則

#### (施行期日)

1 この規則は、平成16年 4月 1 日から施行する。

#### (通勤手当に関する経過措置)

2 この規則の施行の日前の月の中途から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、外国機関等派遣条例第 2 条第 1 項若しくは公益法人等派遣条例第 2 条第 1 項の規定により派遣され、育児休業法第 2 条の規定により育児休業をし、大学院修学休業をし、又は停職にされている教職員が同日以後に復職し、又は職務に復帰した場合における当該復職又は職務への復帰に係るこの規則による改正後の市町村立学校の教職員の給与に関する規則第29条の13の 4 第 2 項の規定の適用については、「属する月の翌月（その月が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）」とあるのは、「属する月」とする。

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第8号

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則（平成元年島根県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7月1日から9月30日までの間にあつては」及び「、12月1日から翌年の3月31日までの間にあつては摂氏30度以上」を削る。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月30日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第9号

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等組織規則（昭和43年島根県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 教育庁に、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務はそれぞれ同表の右欄のとおりとする。

職	職 務
教育監	上司の命を受け、教育の専門的事項に関する重要な事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
教育次長	教育長を助け、所属職員を指揮監督する。

2 前項に規定するもののほか、必要と認めるときは次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は同表の右欄のとおりとする。

職	職 務
参事	上司の命を受け、特定の重要な事務を掌理する。

第4条の2を削る。

第6条第1項中「班又は係」を「グループ、班、係又はスタッフ」に改め、同項表を次のように改める。

課 等	グループ、班、係又はスタッフ
総務課	企画調整スタッフ、総務広報グループ、給与グループ、予算経理グループ
教育施設課	施設・助成グループ、技術指導グループ
高校教育課	高校教育振興グループ、企画人事グループ、高等学校指導グループ、全校高等学校総合文化祭スタッフ
義務教育課	義務教育振興グループ、企画人事グループ、小中学校指導グループ
保健体育課	スポーツ振興グループ、体育・健康教育グループ
全国高校総体推進室	総務広報係、式典演技班、競技班、宿泊輸送係
生涯学習課	生涯学習推進グループ、社会教育振興グループ
人権同和教育課	調整グループ、指導グループ、同和対策スタッフ
文化財課	文化財グループ、文化財保護スタッフ
古代文化センター	歴博・古代研グループ、学芸普及グループ、調査研究スタッフ

福利課	管理グループ、福祉グループ
-----	---------------

第 6 条第 2 項中「係」を「室」に改める。

第 8 条の見出し中「班」を「グループ」に、同条中「班又は係」を「グループ、班、係又はスタッフ」に改める。

第 9 条第 1 項の表を次のように改める。

分課及び内部組織	職	職 務
課	課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指導監督する。
	課長代理（総務課に限る）	課長を補佐し特定の事務の総合調整を図る。
	グループリーダー	上司の命を受け、グループ内の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
室（課に置かれた室を除く）	室長	上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属職員を指導監督する。
	室長補佐	室長を補佐する。
センター	センター長	上司の命を受け、センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	グループリーダー	上司の命を受け、グループ内の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
課に置かれた室	室長	上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属職員を指導監督する。

同条第 2 項の表を次のように改める。

職	職 務
主査	上司の命を受け、課等の特定事務を掌理する。
副主査	上司の命を受け、課等の事務のうち、特定事務を掌理する。
主幹	上司の命を受け、課等の特定事務を掌理する。

第13条第 1 項中「総務係、学校教育班及び社会教育班」を「総務グループ、学校教育スタッフ及び社会教育スタッフ」に改め、同条第 2 項中「班及び係」を「グループ」に改める。

第14条第 1 項の表を次のように改める。

職	職 務
所長	上司の命を受け、所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
課長	上司の命を受け、グループの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第14条第 2 項の表を次のように改める。

主査	上司の命を受け、課等の特定事務を掌理する。
主幹	上司の命を受け、特定の事務を処理する。

第14条の 5 第 1 項を次のように改める。

埋蔵文化財調査センターに、内部組織として、総務グループ、調査第一グループ及び調査第二グループを置く。

第14条の 5 第 1 項の表を削り、同条第 2 項中「課及び係」を「グループ」に改める。

第14条の 6 第 1 項の表を次のように改める。

職	職 務
所長	上司の命を受け、所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
副所長	所長を補佐し、所長の命を受け、特定の事務又は業務を掌理する。
課長	上司の命を受け、グループの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第14条の6第2項の表中「主幹 上司の命を受け、特定の事務を処理する」を

副主査	上司の命を受け、課等の事務のうち、特定事務を掌理する。	に改める。
主幹	上司の命を受け、特定の事務を処理する	

第17条の2中「中欄に掲げる課を置き、同欄に掲げる課にそれぞれ右欄に掲げる班」を「右欄に掲げるスタッフ又は担当」に改め、同項の表を次のように改める。

教育センター	スタッフ又は担当
松江教育センター	総務担当、教職員研修スタッフ、研究情報スタッフ、教育相談スタッフ
浜田教育センター	総務担当、教職員研修スタッフ

第19条の3を次のように改める。

(業務)

第19条の3 ライフル射撃場は、スモールポアライフル銃、空気銃による標的射撃のために施設等を使用させることを業務とする。

第19条の7第1項中「課」を「総務広報グループ及び学習支援スタッフ」に改め、同項の表を削る。

第22条第1項中「次の表の左欄に掲げる課を置き、課にそれぞれ当該右欄に掲げる係」を「総務振興グループ及び資料情報グループ」に改め、同項の表を削る。

第25条の2中「庶務課及び事業課」を「総務グループ及び研修支援グループ」に改める。

第26条の3中「学芸課」を「総務担当及び学芸普及グループ」に改める。

第28条の5を次のように改める。

(業務)

第28条の5 古墳の丘古曾志公園(以下「古墳の丘」という。)は、古墳の丘を構成する施設等を利用に供し、及び古墳の丘の活用を図ることを業務とする。

第29条中「課及び係」を「グループ」に改める。

第30条第1項の表を次のように改める。

機関及び内部組織等	職	職 務
教育機関	所長 館長	上司の命を受け、それぞれの教育機関の事務又は業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
教育機関のグループ	課長	上司の命を受け、グループの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第30条第2項の表を次のように改める。

機 関	職	職 務
松江教育センター	部長	上司の命を受け部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
浜田教育センター	管理部長	
図書館	部長	

第30条第3項の表を次のように改める。



教育機関	参事	上司の命を受け、特定の重要な事務を掌理する。
	主査	上司の命を受け、特定の事務又は業務を掌理する。
	副主査	上司の命を受け、課等の事務のうち、特定事務を掌理する。
	主幹	上司の命を受け、自ら専門的業務をつかさどる

第31条第1項の表島根県学校保健体育審議会の項を削る。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月30日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第10号

島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等事務処理規則（昭和36年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、次に掲げる職にある者をもって充てる。」を「、本庁の課及び教育機関等の長が指定する者とする。」に改め、同項第1号から第4号を削り、第4項を次のように改める。

4 前項の文書取扱副主任は、本庁の課及び教育機関等の長が指定する者とする。

第75条の2第1項中「、同室の室長補佐及び同センターのセンター長補佐には課長補佐の規定をそれぞれ」を削る。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月30日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第11号

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則

島根県立高等学校規程（昭和31年島根県教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「、事務次長」を「、副主査」に、「、総務係長」を「、総務グループ課長」に、「、財務係長」を「、財務グループ課長」改め、同条第6項第10号を次のように改める。

(10) 副主査は、上司の命を受け、特定の事務を掌理する。

第17条第3項第12号中「総務係長」を「総務グループ課長」に改め、同項第13号中「財務係長」を「財務グループ課長」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

島根県立特殊教育学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月30日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第12号

島根県立特殊教育学校規の一部を改正する規則

島根県立特殊教育学校規程（昭和46年島根県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項中「、事務次長」を、「、副主査」に改め、「主幹、」の次に「学校栄養主幹、」を加え、同条第6項第12号を次のように改める。

(12) 副主査は、上司の命を受け、特定の事務を掌理する。

第14条第6項中第23号を第24号とし、第17号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第16号中「をつかさどる」を「に従事する」に改め、同号を第17号とし、第15号中「をつかさどる」を「に従事する」に改め、同号を第16号とし、第16号の前に次の1号を加える。

(15) 学校栄養主幹は、学校給食の栄養に関する高度の専門的事項をつかさどる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

---

島根県教育委員会教育長職務代行者の指定に関する規則をここに公布する。

平成16年3月30日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第13号

島根県教育委員会教育長職務代行者の指定に関する規則

島根県教育委員会教育長職務代行者の指定に関する規則（昭和36年島根県教育委員会規則第8号）の全部を改正する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第20条第2項の規定により島根県教育委員会教育長の職務を行う職員の順序を次のとおり定める。

第1順位 島根県教育委員会教育監

第2順位 島根県教育委員会教育次長

第3順位 島根県教育委員会総務課長

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

---

島根県学校保健体育審議会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成16年3月30日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第14号

島根県学校保健体育審議会規則を廃止する規則

島根県学校保健体育審議会規則（昭和28年島根県教育委員会規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

---

島根県立青少年社会教育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月30日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第15号

島根県立青少年社会教育施設条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立青少年社会教育施設条例施行規則（平成 3 年島根県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の見出し中「の申請」を削り、同条中「条例第 7 条」を「前項」に改め、「提出し」の下に「、所長の承認を受け」を加え、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

条例第 7 条の規定により、青少年社会教育施設の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を減免することができる。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「障害者」という。）が宿泊使用するとき。 使用料の 2 分の 1 に相当する額
- (2) 障害者の介助者（原則として障害者 1 名につき 1 名に限る。）が宿泊使用するとき。 使用料の全額
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育長が特別の理由があると認めるとき。 教育長が別に定める額

附 則

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

---

島根県体育専門指導員に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成16年 3 月30日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第16号

島根県体育専門指導員に関する規則を廃止する規則

島根県体育専門指導員に関する規則（昭和37年島根県教育委員会規則第 6 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

---

島根県立八雲立つ風土記の丘条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3 月30日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第17号

島根県立八雲立つ風土記の丘条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立八雲立つ風土記の丘条例施行規則（昭和47年島根県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「小学校の児童及び中学校の生徒」を「小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒」に、「教職員」を「教職員等」に改める。

附 則

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

---

島根県立博物館管理運営規則（昭和35年島根県教育委員会規則第 9 号）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3 月30日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第18号

島根県立博物館管理運営規則の一部を改正する規則

島根県立博物館管理運営規則（昭和35年島根県教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「小学校の児童及び中学校の生徒」を「小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒」に、「教職員」を「教職員等」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

---

## 教 育 委 員 会 告 示

---

島根県教育委員会告示第1号

島根県教育委員会の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定（平成14年島根県教育委員会告示第1号）中「島根県教育庁総務課企画情報係の職員」を「島根県教育庁総務課企画調整スタッフの職員」に改め、平成16年4月1日から施行する。

平成16年3月30日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

---

## 教 育 委 員 会 訓 令

---

島根県教育庁等組織規則施行規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

平成16年3月30日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会訓令第1号

島根県教育庁等組織規則施行規程の一部を改正する規程

島根県教育庁等組織規則施行規程（昭和43年島根県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「各班及び各係」を「各グループ、各班、各係及び各スタッフ」に改める。

第2条中「各班及び係」を「グループ」に改める。

第3条中「各課及び各係」を「各グループ」に改める。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

---

## 人 事 委 員 会 規 則

---

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則をここに公布する。

平成16年3月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第4号

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則（平成13年島根県規則第3号）の全部を改正する。

目次

第1章 組織及び事務分掌

第2章 事務処理

第3章 公文書の形式

第4章 服務

第5章 雑則

附則

第1章 組織及び事務分掌

第1条 島根県人事委員会事務局（以下「事務局」という。）に、次の課を置く。

## 企画課

2 前項の課に、次のグループを置く。

任用グループ

給与グループ

第 2 条 課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人事行政に関する調査、人事記録の管理、人事に関する統計報告の作成に関すること。
- (2) 任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、その他職員に係る制度に関すること。
- (3) 職員の競争試験及び選考に関すること。
- (4) 職階制の計画、実施に関すること。
- (5) 職員の給与の支払監理に関すること。
- (6) 職員の研修及び勤務成績の評定の企画に関すること。
- (7) 職員の勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること。
- (8) 職員の不利益処分についての不服申立ての審査に関すること。
- (9) 管理職員等の範囲、職員団体の登録等に関すること。
- (10) 地方公共団体の委任に係る公平委員会の事務に関すること。
- (11) 労働基準監督機関の職権の行使に関すること。
- (12) その他法律又は条例に基づき定められた事務に関すること。
- (13) 人事委員会の議事に関すること。
- (14) 事務局職員の人事及び服務並びに福利厚生に関すること。
- (15) 文書管理及び公印の管守に関すること。
- (16) 予算及び経理、その他庶務事務に関すること。

第 3 条 事務局に、事務局長のほか、次の職を置く。

課長

グループリーダー

主事

- 2 前項に規定する職のほか、必要と認めるときは、主査、主幹、主任又は主任主事を置くことができる。
- 3 事務局長は、人事委員会の命を受け、局務を掌理する。
- 4 課長は、事務局長の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 グループリーダーは、上司の命を受け、グループの事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
- 6 主査は、上司の命を受け、事務局の事務のうち、特定の事務を掌理する。
- 7 主幹、主任、主任主事及び主事は、上司の命を受け、事務に従事する。

## 第 2 章 事務処理

第 4 条 事務局長は、別表第 1 に掲げる事項を専決することができる。ただし、事案の内容が重要又は異例に属すると認められる場合は、この限りではない。

2 事務局長は、必要があると認めるときは、当該専決した事項について、その概要を人事委員会に報告しなければならない。

第 5 条 前条第 1 項に掲げるもののほか、人事行政の運営上緊急を要し、かつ、人事委員会を開催する暇がない場合は、事務局長が専決することができる。

2 事務局長は、前項の規定により専決したときは、次回の人事委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

第 6 条 課長は、別表第 2 に掲げる事項を専決することができる。

第 7 条 グループリーダーは、別表第 3 に掲げる事項を専決することができる。

第 8 条 事務局長が不在のときは、課長がその事務を代決する。

2 事務局長及び課長がともに不在のときは、任用グループリーダーがその事務を代決する。



第9条 重要、異例又は疑義に属するものは、前条の規定にかかわらず、代決することができない。

第10条 代決した書類は、遅滞なく後閱に供しなければならない。ただし、定例又は軽易なものについては、この限りではない。

### 第3章 公文書の形式

第11条 公文書及び公印の取り扱いについては、この規則に定めるもののほか、島根県公文書管理規則（平成13年島根県規則第14号）、島根県公文書管理規程（平成13年島根県訓令第4号）及び島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）の例による。

第12条 文書の記号は、「島人委」とする。

第13条 公印の種類、ひな形及び寸法は別表第4のとおりとする。

第14条 文書の種類は、次のとおりとする。

- (1) 人事委員会規則 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第4項の規定に基づき制定するもの
- (2) 人事委員会細則 人事委員会規則の実施について制定するもの
- (3) 人事委員会告示 県内の全部又は一部に公示するもの
- (4) 人事委員会訓令 事務局職員に対して命令するもの
- (5) 人事委員会指令 要求又は請求等に対し、許可若しくは承認を与え、措置を命じ、又は指示するもの
- (6) 辞令 職員の任命等を行うもの
- (7) その他 通知、照会、回答、復命、依頼、報告、諮問、答申、進達、副申、申請、願、届、建議、協議、陳情、賞状、書問、議案等

第15条 人事委員会規則、人事委員会細則及び人事委員会告示には、県名を冠し、その制定の順序に従い、番号をつけなければならない。

2 人事委員会指令には、第12条に規定する記号にかえ、「人事委員会指令」の字を冠するものとする。

第16条 施行する文書の発信者名は、次の各号によらなければならない。

- (1) 人事委員会規則、人事委員会細則、人事委員会告示及び人事委員会訓令には、人事委員会委員長名を用いること。
- (2) 人事委員会指令及び辞令には、人事委員会名を用いること。
- (3) 中央官庁又は県外地方公共団体に対して発するものには、人事委員会委員長名又は人事委員会名を用いること。ただし、軽易なものについては、事務局長名又は事務局名を用いることができる。
- (4) 県内地方公共団体その他に対して発するものには、人事委員会委員長名、人事委員会名、事務局長名又は事務局名を用いること。

第17条 公文書の保存期間は、別に定める。

### 第4章 服務

第18条 事務局職員の服務については、島根県職員服務規程（昭和46年島根県訓令第4号）の例による。

### 第5章 雑則

第19条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

#### 1 一般的事項

- (1) 島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）の規定に基づく公文書の公開等の決定
- (2) 島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）の規定に基づく個人情報の開示等の決定
- (3) 組織改正等に伴う規則の改正

ア 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第22号）の改正

イ 島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根

県人事委員会規則第23号) の改正

(4) 国の法令等の改正により義務的に規則等の改正を要する場合で、その内容が軽易であるとき

(5) 県立高等学校等の場合に準じた内容の規則の改正であるとき

ア 市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則 (平成元年島根県教育委員会規則第 3 号) の改正に伴う協議に対する回答

イ 市町村立学校の教職員の給与に関する規則 (昭和32年島根県教育委員会規則第11号) の改正に伴う協議に対する回答

## 2 任用関係事項

(1) 職員の任用に関する規則 (昭和27年島根県人事委員会規則第12号) 第 7 条第 2 号に規定する職 (級別職務分類に関する細則 (昭和60年島根県人事委員会細則第 2 号) 別表の 5 医療職給料表(1)級別職務分類表に掲げる職 (4 級に属するものを除く。)に限る。)への採用の選考

(2) 職員の任用に関する規則第 8 条第 1 号に規定する職 (管理職手当の支給の対象となる職のうち、職員の給与の支給に関する規則 (昭和27年島根県人事委員会規則第 1 号。以下「給与規則」という。)別表第 3 に掲げる支給割合が100分の20以上である職を除く。)への昇任の選考

(3) 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律 (平成12年法律第51号) の規定による承認

(4) 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律の規定による協議に応じること

(5) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律 (平成14年法律第48号) の規定による承認

(6) 競争試験及び採用選考試験における第一次試験合格者の決定

(7) 他の地方公共団体又は国の機関に現に在職している者をもって補充しようとする職 (管理職手当の支給の対象となる職を除く。)への採用 (いわゆる割愛採用) の選考 (人事交流・研修の目的に限る。)

## 3 給与関係事項

(1) 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 (昭和32年島根県人事委員会規則第 7 号。以下「初任給規則」という。)の規定による承認 (第 9 条第 1 号 (管理職手当の支給の対象となる職員のうち、給与規則別表第 3 に掲げる支給割合が100分の20以上である職。)、第18条第 1 項ただし書若しくは第 2 項ただし書、第28条第 3 号若しくは第 4 号、第37条の 3 又は第37条の 4 の規定に係るものを除く。)

(2) 県立学校の教育職員の給与に関する規則 (昭和32年島根県人事委員会規則第11号。以下「県立学校給与規則」という。)の規定による承認 (第15条第 1 項ただし書若しくは第 2 項ただし書、第19条第 3 号若しくは第 4 号又は第25条の 5 の規定に係るものを除く。)

(3) 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則 (平成15年島根県人事委員会規則第 6 号) の規定による承認

(4) 一般職の任期付職員の採用等に関する規則 (平成15年島根県人事委員会規則第 7 号) の規定による承認

(5) 組織改正等に伴う規則・細則の改正

ア 給与規則の改正

イ 給料表の適用範囲に関する規則 (昭和32年島根県人事委員会規則第 6 号) の改正

ウ 初任給規則の改正

エ 級別職務分類に関する細則 (昭和60年島根県人事委員会細則第 2 号) の改正

オ 県立学校給与規則の改正

カ 職員の特殊勤務手当に関する規則 (昭和63年島根県人事委員会規則第14号) の改正

キ 地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則 (昭和63年島根県人事委員会規則第15号) の改正

(6) 人事委員会勧告どおりの内容の規則の改正

ア 給与規則の改正

イ 初任給規則の改正

ウ 県立学校給与規則の改正

エ 最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則 (平成 2 年島根県人事委員会規則第21号) の改正

才 最高号給等を受ける教育職員の給料の切替え等に関する規則（平成2年島根県人事委員会規則第22号）の改正

4 公平審査関係事項

- (1) 不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和39年島根県人事委員会規則第1号）第5条第2項の規定による補正命令
- (2) 不利益処分についての不服申立てに関する規則第7条第1項若しくは第2項又は第8条第2項の規定による答弁書又は反論書の提出命令

5 労働基準監督関係事項

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1の号別区分の決定
- (2) 関係法令の規定による各種検査証の交付

6 この表の1から5までに掲げるもののほか、事務局長が人事委員会の承認を受けた事項

別表第2（第6条関係）

1 一般的事項

- (1) 職員の配置及び事務分掌の決定
- (2) 職員の旅行命令
- (3) 職員の休暇の承認、欠勤届の受理、職務に専念する義務の免除及び勤務時間の割振りの変更
- (4) 職員の休日及び時間外の勤務の命令
- (5) 職員の扶養親族の認定
- (6) 職員の住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の月額決定
- (7) 職員の昇給等の発令
- (8) 臨時的任用職員及び非常勤嘱託員の任免

2 職員団体関係事項

- (1) 地方公務員法第53条第9項の規定による届出の受理
- (2) 地方公務員法第54条の規定による申出の受理
- (3) 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和53年法律第80号）第7条の規定による届出の受理

3 労働基準監督関係事項

- (1) 関係法令の規定による届出等の受理

別表第3（第7条関係）

- 1 軽易又は定例的な資料、刊行物等の作成、収集、配布
- 2 軽易又は定例的な通知、報告等
- 3 軽易又は定例的な照会及び回答
- 4 軽易又は定例的な届出書、報告書等の受理
- 5 軽易又は定例的な事項の証明
- 6 許可書、免許書、証明書等の再交付又は書換え交付
- 7 台帳、図書等の閲覧
- 8 その他前各号に準ずる軽易又は定例的な事務処理

別表第 4 (第13条関係)

公印の種類	ひ な 形	寸 法	摘 要
人事委員会印	島 根 県 人 事 委 員 会 印	30ミリメートル平方	
人事委員会委員長印	島 根 県 人 事 委 員 会 委 員 長 印	20ミリメートル平方	
人事委員会事務局印	島 根 県 人 事 委 員 会 事 務 局 印	30ミリメートル平方	
人事委員会事務局長印	島 根 県 人 事 委 員 会 事 務 局 長 印	20ミリメートル平方	
人事委員会事務局企画課長印	島 根 県 人 事 委 員 会 事 務 局 企 画 課 長 印	20ミリメートル平方	
人事委員会委員長職務代理者印	島 根 県 人 事 委 員 会 委 員 長 職 務 代 理 者 之 印	20ミリメートル平方	
人事委員会印	島 根 県 人 事 委 員 会 印	10ミリメートル平方	ボイラー及び圧力容器検査専用
人事委員印	島 根 県 人 事 委 員 之 印	20ミリメートル平方	

人事委員会印	<table border="1"> <tr><td>島</td><td>根</td><td>県</td></tr> <tr><td>人</td><td>事</td><td>委</td></tr> <tr><td>員</td><td>会</td><td>印</td></tr> </table>	島	根	県	人	事	委	員	会	印	19ミリメートル平方	印影印刷専用
島	根	県										
人	事	委										
員	会	印										

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第5号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年島根県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第2号中「第20条の5」を「第26条」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第6号

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第21条の5第3項」を削る。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第7号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第11条の4第1号中「国又は」を「国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人を含む。）又は」に改め、「他の地方公共団体」の次に「（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人を含む。）」を加え、「特定地方公社等」を「特定一般地方独立行政法人等」に、「地方公社又は公庫等」を「一般地方独立行政法人等のうち退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受ける者の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該法人に使



用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人」に改める。

第11条の7中「特定地方公社等」を「特定一般地方独立行政法人等」に改める。

第12条の4中「月額」を「額」に改める。

第12条の6中「条例第10条第2項第1号に規定する運賃等相当額の算出」を「普通交通機関等（特別急行列車等以外の交通機関等をいう。以下同じ）に係る通勤手当の額」に改め、「よる運賃等の額による」を「より算出する」に改める。

第12条の8第1項中「運賃等相当額」を「条例第10条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）」に、「よる額の総額」を「掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間（条例第10条第7項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額。ただし、支給単位期間が第12条の12の3第1項第1号括弧書に規定する期間である場合にあっては人事委員会が定める額
- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあっては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額
- (3) 人事委員会の定める普通交通機関等 人事委員会の定める額

第12条の8第2項中「の交通機関等を」を「において」に、「区間」を「普通交通機関等」に、「よる」を「定める」に改め、「の総額」を削る。

第12条の10中「月額」を「額」に改め、同項第1号中「交通機関等」を「普通交通機関等」に、「運賃等相当額及び条例第10条第2項第2号に掲げる額の合計額（その額が5万円）を「同条第2項第1号及び第2号に定める額（同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が55,000円を）」に、「その額と5万円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）を5万円に加算した」を「その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た」に改め、「（当該額が同号に掲げる額に達しない場合は、同号に掲げる額）」を削り、同項第2号中「運賃等相当額」を「1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）」に、「掲げる額」を「定める額」に、「条例第10条第2項第1号」を「同項第1号」に改め、同項第3号中「運賃等相当額」を「1箇月当たりの運賃等相当額等」に「掲げる額」を「定める額」に、「条例第10条第2項第2号」を「同項第2号」に改める。

第12条の11の6第1項中「条例第10条第3項に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額（以下「特別料金等の2分の1相当額」という。）の算出は、特別急行列車等を利用する場合における通勤の経路及び方法が」を「特別急行列車等に係る通勤手当の額は、」に、「ものによる特別料金等の額による」を「特別急行列車等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出する」に改め、第2項中「及び第12条の8」を削り、「特別料金等の2分の1相当額」を「特別急行列車等に係る通勤手当の額」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 第12条の8（第1項第3号を除く。）の規定は、条例第10条第3項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合において、第12条の8第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「特別急行列車等の」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と読み替えるものとする。

第11条の11の7中「特定地方公社等」を「特定一般地方独立行政法人等」に改める。

第12条の11の10の次に次の1条を加える。

第12条の11の11 通勤手当は、支給単位期間（第4項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（以下この条及び第12条の13において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の第2条に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第12条の3の規定による届出に

係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

- 2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。
- 3 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日に職員が所属する給料の支給義務者において支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。
- 4 条例第10条第5項の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 職員が2以上の普通交通機関等を利用するものとして条例第10条第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合(次号に該当する場合を除く。)において、1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(2) 職員が条例第10条第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

第12条の12第2項中「月額」を「額」に改め、同条の次に次の3条を加える。

第12条の12の2 条例第10条第6項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) 離職し、若しくは死亡した場合又は条例第10条第1項の職員たる要件を欠くに至った場合
  - (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
  - (3) 月の中途において休職にされ、専従許可を受け、外国機関等派遣条例第2条第1項若しくは公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。
  - (4) 出張、休暇、欠勤、その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合
- 2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第10条第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等(第12条の10第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第10条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。)が55,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等(同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(支給単位期間が第12条の12の3第1項第1号括弧書に規定する期間である場合にあっては通用期間の始期が事由発生月の翌月以後である定期券の価額を加えた額。)(次号において「払戻金相当額」という。)

(2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0)

イ 第12条の11の11第4項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 55,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が

当該期間に係る最後の月である場合にあっては、0)

3 特別急行列車等に係る通勤手当に係る条例第10条第6項の人事委員会規則で定める額は、第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る特別急行列車等、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての特別急行列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額（支給単位期間が第12条の12の3第1項第1号括弧書に規定する期間である場合にあっては通用期間の始期が事由発生月の翌月以後である定期券の価額を加えた額。）の2分の1に相当する額とする。

4 条例第10条第6項の規定により職員に前2項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給料の支給義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

第12条の12の3 条例第10条第7項に規定する人事委員会規則で定める期間は、4月1日を基準とする6箇月の期間及び10月1日を基準とする6箇月の期間（以下「基準6箇月間」という。）につき、次の各号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は特別急行列車等 当該普通交通機関等又は特別急行列車等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。（基準6箇月間において当該期間のみの組み合わせでは端数の期間が生じる場合は当該端数の期間については当該端数の期間。）ただし、特別急行列車等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び特別急行列車等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあっては、当該特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

(2) 回数乗車券等を使用することが、最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等若しくは特別急行列車等又は第12条の8第1項第3号の人事委員会の定める普通交通機関等 1箇月

2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他人事委員会の定める事由が生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生じることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

第12条の12の4 支給単位期間は第12条の12第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 月の中途において休職にされ、専従許可を受け、外国機関等派遣条例第2条第1項若しくは公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

3 出張、休暇、欠勤、その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

第12条の13第1項中「1の給与期間」を「支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間」に、「その月の」を「当該支給単位期間等に係る」に改め、同条第2項を削る。

第12条の14中「月額」を「額」に改める。

第12条の15を次のように改める。

第12条の15 削除

第12条の15の5及び第12条の15の6第2項第6号中「特定地方公社等」を「特定一般地方独立行政法人等」に改める。

第15条の3の2第1項第1号工中「100分の14」を「100分の14及び100分の12」に改める。

第15条の4第2号中「国立及び」を削る。

第16条第3項第2号及び第16条の2第3号中「特定地方公社等」を「特定一般地方独立行政法人等」に改める。

第17条第4項第2号イ中「国立及び」を削り、「こえない」を「超えない」に改める。

別表第1わかたけ学園の項職員の欄中「指導課」を「自立支援グループ」に改め、さざなみ学園の項同欄中「保育士」を「児童指導技師」に、「指導課」を「地域療育グループ、児童支援第1グループ及び児童支援第2グループ」に改め、こくぶ学園の項同欄中「保育士」を「児童指導技師」に改め、「及び園長補佐」を削り、「指導係」を「児童支援グループ」に改める。

別表第3知事の事務部局の項を次のように改める。

本庁理事 政策企画局長 本庁部長 同 技監 東京事務所長 県立大学事務局長 支庁長 総務事務所長（浜田総務事務所に限る。） 中央病院副院長 同 事務局長 湖陵病院長	100分の25
統括政策企画官 本庁次長 同 参事 副出納長 出納局長 短期大学事務局長 自治研修所長 支庁局長（水産局及び空港建設局を除く。） 総務事務所長（浜田総務事務所を除く。） 中山間地域研究センター所長 美術館副館長 健康福祉センター所長（木次健康福祉センターを除く。） 中央病院医療局長 湖陵病院副院長 同 事務局長 同 医療局長 農林振興センター所長 農業試験場長 農業大学校長 大阪事務所長 産業技術センター副所長 土木建築事務所長	100分の20
本庁課長	100分の16

本庁室長（課に置かれた室を除く。）

本庁副参事

政策企画監

統括団体検査監

統括指導監査監

支庁健康福祉局副局长

健康福祉センター所長（木次健康福祉センターに限る。）

健康福祉センター副所長

保健環境科学研究所長

中央病院医療局次長

同 医療技術局長

同 薬剤局長

同 看護局長

湖陵病院看護局長

児童相談所長（中央児童相談所に限る。）

身体障害者授産センター所長

さざなみ学園長

こくぶ学園長

畜産試験場長

水産試験場長

土木事業所長

高規格道路事務所長

本庁室長（課に置かれた室に限る。）

本庁センター長

東京事務所部長

県立大学部長

短期大学部長

自治研修所部長

消防学校長

支庁局長（水産局及び空港建設局に限る。）

支庁部長

総務事務所部長

中山間地域研究センター部長

女性相談センター所長

健康福祉センター部長

中央病院室長

同 医療技術局次長

同 薬剤科長

同 看護局次長

同 事務局部長

湖陵病院事務局部長

同 看護局次長

100分の12



児童相談所長（中央児童相談所を除く。）

わかたけ学園長

身体障害者更正相談所長

精神保健福祉センター所長

食肉衛生検査所長

農林振興センター部長（安来地域農業普及部、仁多地域農業普及部、掛合地域農業普及部、大田地域農業普及部及び津和野地域農業普及部を除く。）

農業試験場部長

しまねの味開発指導センター所長

農業大学校事務局長

同 部長

中海干拓営農センター所長

花振興センター所長

家畜衛生研究所長

種畜センター所長

緑化センター所長

水産事務所長

内水面水産試験場長

栽培漁業センター所長

大阪事務所部長

九州事務所長

広島事務所長

浜田商工労政事務所長

産業技術センター部長

同 研究統括監

高等技術校長

土木建築事務所部長

河川総合開発事務所長

空港管理事務所長

宍道湖流域下水道管理事務所長

防災空港管理所長

出納監察監

工事検査監

団体検査監

指導監査監

医療専門監

統括専門技術員

県立大学留学生センター長

総務事務所大田分室長

保健環境科学研究所部長

同 原子力環境センター長

中央病院看護部長

100分の10

湖陵病院薬剤科部長 耕地事業所長 農林振興センター（安来地域農業普及部、仁多地域農業普及部、掛合地域農業普及部、大田地域農業普及部及び津和野地域農業普及部に限る。） 農業大学校教授 畜産試験場部長 水産試験場部長 産業技術センター研究企画監 同 研究調整監 浜田技術センター長 高等技術校教頭 高規格道路事務所部長 島根県行政組織規則（平成15年島根県規則第30号）第20条第 2 項又は第90条第 3 項の規定に基づき置かれる主査	
---	--

別表第 3 県議会の事務部局の項中

事務局室長	100分の10
同 主査	

を

事務局室長	100分の12
事務局主査	100分の10

に改め、教育委員会の項を次のように

改める。

教育監	100分の25
教育次長 本庁主査 教育センター所長（松江教育センターに限る。） 生涯学習推進センター所長 図書館長 同 参事 青少年の家所長	100分の20
本庁課長 本庁室長（課に置かれた室を除く。） 本庁センター長 教育事務所長 埋蔵文化財調査センター所長 教育センター所長（松江教育センターを除く。） 西部生涯学習推進センター所長	100分の16
本庁室長（課に置かれた室に限る。） 図書館部長 教育センター部長	100分の12
本庁主査 埋蔵文化財センター副所長 図書館主査 県立学校事務長（職務の級が 8 級のものに限る。）	100分の10

別表第3 人事委員会の事務部局の項中「100分の20」を「100分の25」に、

事務局次長	100分の16
事務局課長	100分の10
事務局主査	

を

事務局課長	100分の16
事務局主査	100分の10

に改め、監査委員の事務部局の項中

「100分の20」を「100分の25」に、

事務局次長
事務局主査

を

事務局主査
-------

に改め、

地方労働委員会の事務部局の項中

「事務局次長」を「事務局課長」に改め、警察の項中

室長（課に置かれた室に限る。）
自動車警ら隊長
通信司令官

を

室長（課に置かれた室に限る。）
-----------------

に改める。

別表第6 公署名の欄中「保健環境課」を「黒木保健環境グループ」に、「島前地域指導課」を「島前地域指導グループ」に、「土木建築局島前出張所」を「土木建築局島前事業部」に、「隠岐空港管理所」を「工務部隠岐空港管理所」に、「八戸ダム管理所」を「工務部八戸ダム管理所」に、「匹見出張所」を「工務部匹見出張所」に改め、

「那賀郡三隅町大字黒沢 浜田土木建築事務所御部ダム管理所」を削り、「津和野土木事務所」を「益田土木建築事務所津和野土木事業所」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(通勤手当に関する経過措置)

2 この規則の施行の日前の月の中途から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、外国機関等派遣条例第2条第1項若しくは公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は停職にされている職員が同日以後に復職し、又は職務に復帰した場合における当該復職又は職務への復帰に係るこの規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第12条の12の4第2項の規定の適用については、「属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）」とあるのは、「属する月」とする。

(管理職手当に関する経過措置)

3 この規則の施行の日の前日において、この規則による改正前の職員の給与の支給に関する規則別表第3の支給割合が100分の16の職を占める職員で、改正後の規則別表第3の支給割合が100分の12の職を占めることとなったものに対する同表の支給割合の適用については、当分の間、同表中「100分の12」とあるのは「100分の16」とする。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第8号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

## 別表第 1 (第 3 条関係)

## 行政職給料表級別職務分類基準表

職務の級	職務 の 分 類 基 準
1 級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務
2 級	相当高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
3 級	特に高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
4 級	主任主事又は主任技師の職務
5 級	主任の職務
6 級	1 本庁のグループリーダーの職務 2 地方機関の課長の職務 3 主幹の職務
7 級	1 困難な業務を所掌する本庁のグループリーダーの職務 2 困難な業務を所掌する地方機関の課長の職務 3 困難な業務を所掌する主幹の職務
8 級	1 本庁の課長の職務 2 地方機関の長の職務 3 主査の職務
9 級	1 困難な業務を所掌する本庁の課長の職務 2 相当困難な業務を所掌する地方機関の長の職務
10級	1 本庁の次長の職務 2 困難な業務を所掌する地方機関の長の職務 3 参事の職務
11級	1 理事の職務 2 本庁の部長の職務 3 特に困難な業務を所掌する地方機関の長の職務 4 技監の職務

別表第 4 を次のように改める。

## 別表第 4 (第 3 条関係)

## 研究職給料表級別職務分類基準表

職務の級	職務 の 分 類 基 準
1 級	研究員の職務
2 級	1 主任研究員の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする研究員の職務
3 級	1 科長の職務 2 主席研究員の職務 3 高度の知識又は経験を必要とする主任研究員の職務
4 級	1 試験研究機関の長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする科長の職務 3 特別研究員の職務
5 級	困難な業務を所掌する試験研究機関の長の職務

別表第 5 を次のように改める。

## 別表第5 (第3条関係)

## 医療職給料表(1)級別職務分類基準表

職務の級	職務の分類基準
1級	医員の職務
2級	医長の職務
3級	1 本庁のグループリーダーの職務 2 地方機関の課長の職務 3 病院の部長の職務
4級	1 本庁の課長の職務 2 地方機関の所長の職務 3 病院の院長又は副院長の職務

別表第6を次のように改める。

## 別表第6 (第3条関係)

## 医療職給料表(2)級別職務分類基準表

職務の級	職務の分類基準
1級	診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士又は歯科衛生士(以下「診療放射線技師等」という。)の職務
2級	1 薬剤師又は獣医師の職務 2 高度の技術又は経験を必要とする診療放射線技師等の職務
3級	主任の職務
4級	高度の技術又は経験を必要とする主任の職務
5級	1 地方機関の課長の職務 2 主幹の職務 3 専門員の職務
6級	1 地方機関の所長の職務 2 病院の医療技術局長又は薬剤局長の職務
7級	困難な業務を所掌する病院の医療技術局長又は薬剤局長の職務

別表第7を次のように改める。

## 別表第7 (第3条関係)

## 医療職給料表(3)級別職務分類基準表

職務の級	職務の分類基準
1級	准看護師の職務
2級	1 保健師、助産師又は看護師(以下「保健師等」という。)の職務 2 高度の技術又は経験を必要とする准看護師の職務
3級	1 高度の技術又は経験を必要とする保健師等の職務 2 特に高度の技術又は経験を必要とする准看護師の職務
4級	1 看護師長の職務 2 主任保健師等の職務 3 准看護師主任の職務
5級	1 高度の技術又は経験を必要とする看護師長の職務 2 地方機関の課長の職務

	3 主幹の職務
	4 高度の技術又は経験を必要とする主任保健師等の職務
6 級	1 看護局長の職務 2 本庁の副参事の職務
7 級	1 困難な業務を所掌する看護局長の職務 2 困難な業務を所掌する本庁の副参事の職務

## 附 則

この規則は平成16年 4 月 1 日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3 月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

## 島根県人事委員会規則第 9 号

## 県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第19条第 2 項第 8 号の 2 中「第20条の 5 第 1 項」を「第26条第 1 項」に改める。

第35条の 4 第 2 号中「国又は」を「国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人を含む。）又は」に改め、「他の地方公共団体」の次に「（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人を含む。）」を加え、「特定地方公社等」を「特定一般地方独立行政法人等」に、「地方公社又は公庫等」を「一般地方独立行政法人等のうち退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、教育職員が任命権者又はその委任を受ける者の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該法人に使用される者となった場合に、教育職員としての勤続期間を当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人」に改める。

第35条の 7 中「特定地方公社等」を「特定一般地方独立行政法人等」に改める。

第36条の 4 中「月額」を「額」に改める。

第36条の 6 中「条例第20条第 2 項第 1 号に規定する運賃等相当額の算出」を「普通交通機関等（特別急行列車等以外の交通機関等をいう。以下同じ）に係る通勤手当の額」に改め、「よる運賃等の額による」を「より算出する」に改める。

第36条の 8 第 1 項中「運賃等相当額」を「条例第20条第 2 項第 1 号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）」に、「よる額の総額」を「掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間（条例第20条第 7 項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額。ただし、支給単位期間が第36条の12の 3 第 1 項第 1 号括弧書に規定する期間である場合にあっては人事委員会が定める額
- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事する教育職員等にあつては、平均 1 箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額
- (3) 人事委員会の定める普通交通機関等 人事委員会の定める額

第36条の 8 第 2 項中「の交通機関等を」を「において」に、「区間」を「普通交通機関等」に、「よる」を「定める」に改め、「の総額」を削る。

第36条の10中「月額」を「額」に改め、同項第 1 号中「交通機関等」を「普通交通機関等」に、「運賃等相当額及び条例第20条第 2 項第 2 号に掲げる額の合計額（その額が 5 万円）を「同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に定める額（同項第 1 号に規定する 1 箇月当たりの運賃等相当額（以下「1 箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第 2 号に定める額の



合計額が55,000円を」に、「その額と5万円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）を5万円に加算した」を「その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た」に改め、「（当該額が同号に掲げる額に達しない場合は、同号に掲げる額）」を削り、同項第2号中「運賃等相当額」を「1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）」に、「掲げる額」を「定める額」に、「条例第20条第2項第1号」を「同項第1号」に改め、同項第3号中「運賃等相当額」を「1箇月当たりの運賃等相当額等」に「掲げる額」を「定める額」に、「条例第20条第2項第2号」を「同項第2号」に改める。

第36条の11の6第1項中「条例第20条第3項に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額（以下「特別料金等の2分の1相当額」という。）の算出は、特別急行列車等を利用する場合における通勤の経路及び方法が」を「特別急行列車等に係る通勤手当の額は、」に、「ものによる特別料金等の額による」を「特別急行列車等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出する」に改め、第2項中「及び第36条の8」を削り、「特別料金等の2分の1相当額」を「特別急行列車等に係る通勤手当の額」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第36条の8（第1項第3号を除く。）の規定は、条例第20条第3項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合において、第36条の8第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「特別急行列車等の」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と読み替えるものとする。

第36条の11の7中「特定地方公社等」を「特定一般地方独立行政法人等」に改める。

第36条の11の10の次に次の1条を加える。

第36条の11の11 通勤手当は、支給単位期間（第4項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（以下この条及び第36条の13において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の第28条に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第36条の3の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した教育職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 教育職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日に教育職員が所属する給料の支給義務者において支給する。この場合において、教育職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

4 条例第20条第5項の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 教育職員が2以上の普通交通機関等を利用するものとして条例第20条第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(2) 教育職員が条例第20条第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

第36条の12第2項中「月額」を「額」に改め、同条の次に次の3条を加える。

第36条の12の2 条例第20条第6項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される教育職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1) 離職し、若しくは死亡した場合又は条例第20条第1項の教育職員たる要件を欠くに至った場合

(2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の

## 額が改定される場合

(3) 月の中途において休職にされ、専従許可を受け、外国機関等派遣条例第 2 条第 1 項若しくは公益法人等派遣条例第 2 条第 1 項の規定により派遣され、育児休業法第 2 条の規定により育児休業をし、大学院修学休業をし、又は停職にされた場合であって、これらの期間が 2 以上の月にわたることとなるとき。

(4) 出張、休暇、欠勤、その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第20条第 6 項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1 箇月当たりの運賃等相当額等 (第36条の10第 1 号に掲げる教育職員にあっては、1 箇月当たりの運賃等相当額及び条例第20条第 2 項第 2 号に定める額の合計額。以下この項において同じ。) が55,000円以下であった場合 前項第 2 号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等 (同条の改定後に 1 箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等)、同項第 1 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月 (以下この条において「事由発生月」という。) の末日にしたものとして得られる額 (支給単位期間が第36条の12の 3 第 1 項第 1 号括弧書に規定する期間である場合にあっては通用期間の始期が事由発生月の翌月以後である定期券の価額を加えた額。) (次号において「払戻金相当額」という。)

(2) 1 箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額 (事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0)

イ 第36条の11の11第 4 項第 1 号又は第 2 号に掲げる通勤手当を支給されている場合 55,000円に事由発生月の翌月から同項第 1 号若しくは第 2 号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額 (事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、0)

3 特別急行列車等に係る通勤手当に係る条例第20条第 6 項の人事委員会規則で定める額は、第 1 項第 2 号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る特別急行列車等、同項第 1 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての特別急行列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額 (支給単位期間が第36条の12の 3 第 1 項第 1 号括弧書に規定する期間である場合にあっては通用期間の始期が事由発生月の翌月以後である定期券の価額を加えた額。) の 2 分の 1 に相当する額とする。

4 条例第20条第 6 項の規定により教育職員に前 2 項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給料の支給義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

第36条の12の 3 条例第20条第 7 項に規定する人事委員会規則で定める期間は、4 月 1 日を基準とする 6 箇月の期間及び 10 月 1 日を基準とする 6 箇月の期間 (以下「基準 6 箇月間」という。) につき、次の各号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は特別急行列車等 当該普通交通機関等又は特別急行列車等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ 6 箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。(基準 6 箇月間において当該期間のみの組み合わせでは端数の期間が生じる場合は当該端数の期間については当該端数の期間。) ただし、特別急行列車等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び特別急行列車等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交

通機関等にあつては、当該特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

(2) 回数乗車券等を使用することが、最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等若しくは特別急行列車等又は第36条の8第1項第3号の人事委員会の定める普通交通機関等 1箇月

2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、離職をすること、長期間の研修等のために旅行すること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他人事委員会の定める事由が生じることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生じることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

第36条の12の4 支給単位期間は第36条の12第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 月の中途において休職にされ、専従許可を受け、外国機関等派遣条例第2条第1項若しくは公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、大学院修学休業をし、又は停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

3 出張、休暇、欠勤、その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

第36条の13第1項中「1の給与期間」を「支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間」に、「その月の」を「当該支給単位期間等に係る」に改め、同条第2項を削る。

第36条の14中「月額」を「額」に改める。

第36条の15を次のように改める。

第36条の15 削除

第36条の15の5、第36条の15の6第2項第6号、第40条第3項第2号及び第40条の2第3号中「特定地方公社等」を「特定一般地方独立行政法人等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(通勤手当に関する経過措置)

2 この規則の施行の日前の月の中途から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、外国機関等派遣条例第2条第1項若しくは公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、大学院修学休業をし、又は停職にされている教育職員が同日以後に復職し、又は職務に復帰した場合における当該復職又は職務への復帰に係るこの規則による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する規則第36条の12の4第2項の規定の適用については、「属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）」とあるのは、「属する月」とする。

専門的教育職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月30日

島根県人事委員会委員長 中村 寿夫

島根県人事委員会規則第10号

専門的教育職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

専門的教育職員の給与の特例に関する規則（昭和51年島根県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 条第 4 項」を「第 2 条第 5 項」に改める。

附 則

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

人 事 委 員 会 細 則

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

平成16年 3 月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会細則第 1 号

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則

級別職務分類に関する細則（昭和60年島根県人事委員会細則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表を次のように改める。

1 行政職給料表級別職務分類表

組	組	組	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
知事の 事務部 局	本庁 (出納局を除く。)		主事若しくは技師又はこれらに相当する職	主事若しくは技師又はこれらに相当する職	主事若しくは技師又はこれらに相当する職	専門技術員	専門技術員	課長代理 副政策企画 監 グループ リーダー 副指導監査 監 副団体検査 監 専門技術員	課長代理 副政策企画 監 グループ リーダー 副指導監査 監 副団体検査 監 専門技術員	課長 政策企画監 センター長 副参事 室長 管理所長 統括指導監 査監 指導監査監 統括団体検 査監 団体検査監 統括専門技 術員	課長 政策企画監 室長 (課に 置かれた室 を除く) 副参事 統括指導監 査監 統括団体検 査監	次長 統括政策企 画監 参事	理事 部長 政策企画局 長 技監
	出納局							グループ リーダー 副出納監察 監	グループ リーダー 副出納監察 監	課長 出納監察監	課長	副出納長 局長	
地方機 関	東京事務所							課長	課長	部長			所長
	県立大学							課長	課長	部長 センター長			局長
	島根女子短期大学							課長	課長	部長		局長	
	看護短期大学							課長	課長	部長		局長	
	自治研修所									部長		所長	
	消防学校							教頭	教頭	校長			
	隠岐支庁												支庁長
	総務局							課長	課長			局長	
	健康福祉局							課長	課長	副局長 部長	副局長	局長	
	農林局							課長	課長	部長		局長	
	水産局							課長 出張所長	課長 出張所長	局長			
	土木建築局							課長 管理所長 出張所長	課長 管理所長 出張所長	部長		局長	
	空港建設局							課長	課長	局長			
	総務事務所							課長	課長	部長 分室長		所長 (松江) (木次) (出雲) (川本) (益田)	所長 (浜田)
	中山間地域研究センター							課長	課長	部長		所長	
	女性相談センター									所長			
美術館											副館長		
健康福祉センター							課長	課長	所長 (木次) 副所長 部長	所長 (木次) 副所長	所長 (松江) (出雲) (川本) (浜田) (益田)		
福祉事務所													
保健所													
保健環境科学研究所							課長	課長					

		中央病院			課長 科長	課長 科長	部長 室長				事務局長
		湖陵病院			課長	課長	部長			事務局長	
		精神保健福祉センター 児童相談所			課長	課長	所長	所長 (中央)			
		わかたけ学園			課長	課長	園長				
		身体障害者更生相談所					所長				
		身体障害者授産センター			課長	課長	所長	所長			
		知的障害者更生相談所									
		さざなみ学園			課長	課長	園長	園長			
		こくぶ学園			課長	課長	園長	園長			
		食肉衛生検査所									
		農林振興センター			課長	課長	部長 事業所長			所長	
		農業試験場			課長	課長	部長				
		農業大学校									
		中海干拓農センター									
		しまねの味開発指導センター									
		花振興センター					所長				
		家畜保健衛生所									
		家畜衛生研究所									
		畜産試験場									
		種畜センター					所長				
		緑化センター					所長				
		水産事務所			課長	課長	所長				
		水産試験場			課長 指導所長	課長 指導所長					
		内水面水産試験場									
		栽培漁業センター									
		大阪事務所			課長	課長	部長			所長	
		九州事務所					所長				
		広島事務所			課長	課長	所長				
		浜田商工労政事務所			課長	課長	所長				
		産業技術センター			課長	課長				副所長	
		高等技術校			課長	課長	校長 教頭				
		土木建築事務所			課長 管理所長 出張所長 統括調整幹	課長 管理所長 出張所長 統括調整幹	事業所長 部長	事業所長	所長		
		河川総合開発事務所			課長	課長	所長				
		高規格道路事務所			課長	課長	所長 部長	所長			
		空港管理事務所			課長	課長	所長				
		下水道管理事務所			課長 支所長	課長 支所長	所長				
県議会の事務部局		県議会事務局			グループ リーダー	グループ リーダー	課長 室長	課長	次長		局長
教育委員会事務局	教育委員会事務局	本庁		係長 文化財保護 主事	係長 文化財保護 主事	課長代理 グループ リーダー 文化財保護 主事	課長代理 グループ リーダー センター長 文化財保護 主事	課長 室長 センター長 (課に置か れたセン ターを除 く。)	課長 センター長 (課に置か れたセン ターを除 く。)	教育次長	教育監
		教育事務所									
		埋蔵文化財調査センター			文化財保護 主事	文化財保護 主事	課長 文化財保護 主事	課長 文化財保護 主事	所長 副所長	所長	
	教育機関	教育センター						所長 (浜田) 部長	所長 (浜田)	所長 (松江)	
		生涯学習推進センター			課長	課長				所長	
		西部生涯学習推進センター			課長	課長	所長	所長			
		図書館			課長 所長	課長 所長	部長			館長	
		青少年の家			課長	課長				所長	
		県立学校			課長	課長	事務長				
人事委員会の事務部局		人事委員会事務局			グループ リーダー	グループ リーダー	課長	課長			局長
監査委員の事務部局		監査委員事務局			副監査監	副監査監	課長 監査監	課長			局長
警察		警察本部									
		警察学校教官		係長 警察学校教 官	係長 警察学校教 官	課長補佐 校長補佐 室長補佐 指導官 西部運転免 許センター	課長補佐 校長補佐 室長補佐 指導官 西部運転免 許センター	課長 管理官 室長 交通技術調 査官 交通管制セ	課長 交通技術調 査官		

					専門官	副所長 師範	副所長 師範	ンター長 西部運転免 許センター 所長 主席師範			
	警察署				係長	係長 専門官	課長 指導官	課長 指導官	管理官		
地方労働委員 会の事務部局	地方労働委員会事務局								課長	課長	局長
海区漁業調整 委員会の事務 部局	海区漁業調整委員会事 務局								局長		
内水面漁場管 理委員会の事 務部局	内水面漁場管理委員会 事務局										
共通					主任主事 主任技師 企画員 指導員 主任 専門員	副主任 主幹 副工事検査 監 専門員	副主任 主幹 副工事検査 監 専門員	主査 工事検査監			

別表の 2 の表を次のように改める。

2 公安職給料表級別職務分類表

組	織	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
警察	警察本部	巡査をもつて充てる職	巡査長又は巡査をもつて充てる職	主任	係長 分駐隊長 副隊長 通信副指令長 班長 主任	係長 分駐隊長 副隊長 通信副指令長 班長	次長 指導官 課長補佐 室長補佐 隊長 通信指令長 副所長 国際捜査センター長 所長補佐	次長 指導官 課長補佐 室長補佐 隊長 通信指令長 副所長 国際捜査センター長 所長補佐	課長 監察官 調査官 管理官 広報官 企画官 対策官 室長 所長 検視官 交通管制センター長 交通規制官	部長 主席監察官 参事官 課長 監察官 調査官	部長 主席監察官 参事官
	警察機動隊			主任 分隊長	係長 小隊長 主任 分隊長	係長 小隊長	副隊長 指導官	副隊長 指導官	隊長	隊長	
	交通機動隊			主任	係長 方面副隊長 分駐所長 主任	係長 方面副隊長 分駐所長	副隊長 方面隊長 指導官	副隊長 方面隊長 指導官	隊長	隊長	
	高速道路交通警察隊			主任	係長 班長 主任	係長 班長	副隊長 分駐隊長 指導官	副隊長 分駐隊長 指導官	隊長	隊長	
	警察学校			助教 主任	教官 係長 助教 主任	教官 係長	主任教官	主任教官	副校長	校長	校長
	警察署			主任	係長 主任	係長	次長 課長 指導官	次長 課長 指導官	署長 副署長 管理官 刑事官	署長 副署長 (松江) (出雲) (浜田) (益田)	署長 (松江) (出雲) (浜田) (益田)
共通					専門官 専務指導員	専門官 専務指導員	専務指導官	専務指導官			

別表の 3 の表を次のように改める。

3 海事職給料表級別職務分類表

船舶の種類	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
中型船舶 (1 種)	各長 各員	2 等航海士 2 等機関士 船舶通信士 各長 各員	通信長 1 等航海士 1 等機関士 2 等航海士 2 等機関士 船舶通信士 各長	船長 機関長 通信長 1 等航海士 1 等機関士	船長 機関長
中型船舶 (2 種)	各長 各員	通信長 1 等航海士 1 等機関士 航海士 機関士 各長	船長 機関長 通信長 1 等航海士 1 等機関士 航海士	船長 機関長	



		各員	機関士 各長		
小型船舶	各員	船長 機関長 1等機関士 各長 各員	船長 機関長 1等機関士 各長		
共通			専門員		

注 1 この表において「各長」とは、甲板長、操舵長、操機長、冷凍長、司厨長及びその他これらと同程度とみなされる職務に従事する者をいう。

2 この表において「各員」とは、甲板員、機関員、通信士及びその他これらと同程度の職務に従事する者をいう。

別表の4の表を次のように改める。

4 研究職給料表級別職務分類表

組		組織	1級	2級	3級	4級	5級	
知事の 事務部 局	本庁	本庁	学芸員	主任学芸員 学芸員	主任学芸員	専門学芸員		
		地方機関	中山間地域研究センター	研究員	主任研究員 研究員	科長 主任研究員	部長 科長 特別研究員	所長
		美術館	学芸員	主任学芸員 学芸員	課長 主任学芸員	課長 専門学芸員		
		保健環境科学研究所	研究員	主任研究員 研究員	科長 主任研究員	部長 センター長 科長 特別研究員	所長	
		家畜衛生研究所	研究員	主任研究員 研究員	主席研究員 主任研究員	所長 特別研究員		
		農業試験場	研究員	主任研究員 研究員	科長 主席研究員 主任研究員	場長 部長 科長 特別研究員	場長	
		畜産試験場	研究員	主任研究員 研究員	科長 主任研究員	場長 部長 科長 特別研究員	場長	
		しまねの味開発指導センター	研究員	主任研究員 研究員	主席研究員 主任研究員	所長 特別研究員		
		水産試験場	研究員	主任研究員 研究員	科長 分場長 主席研究員 主任研究員	場長 部長 科長 特別研究員	場長	
		内水面水産試験場	研究員	主任研究員 研究員	主席研究員 主任研究員	場長 特別研究員		
		栽培漁業センター	研究員	主任研究員 研究員	主席研究員 主任研究員	所長 特別研究員		
		産業技術センター	研究員	主任研究員 研究員	科長 主席研究員 主任研究員	部長 研究統括監 研究企画監 研究調整監 センター長 科長 特別研究員		
	教育委 員会	教育委 員会事 務局	本庁	学芸員 研究員	主任学芸員 主任研究員 学芸員 研究員	グループ リーダー 主任学芸員 主任研究員	グループ リーダー 専門学芸員 特別研究員 主査	
			教育機関	博物館	学芸員	主任学芸員 学芸員	主任学芸員	専門学芸員
警察	警察本 部	科学捜査研究所	研究員	主任研究員 研究員	副署長 科長 主任研究員	所長 副所長 科長 特別研究員	所長	
		共通						

別表の5の表を次のように改める。

5 医療職給料表(1)級別職務分類表

組		組織	1級	2級	3級	4級
知事の 事務部 局	地方機 関	本庁			グループ リーダー	課長
		隠岐支庁 (健康福祉局)	医員	医長	部長 課長	局長 副局長

	健康福祉センター	医員	医長	所長(木次) 部長 課長	部長 所長 副所長 部長
	保健所				所長
	保健環境科学研究所				所長
	中央病院	医員	医長	部長 医長	院長 副院長 医療局長 医療局次長 診療部長 部長
	湖陵病院	医員	医長	部長 医長	院長 副院長 医療局長 部長
	精神保健福祉センター				所長
	身体障害者更生相談所				
共通				副主査	医療専門監

別表の 6 の表を次のように改める。

6 医療職給料表(2)級別職務分類表

組	組織	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	
知事の 事務部 局	地方機 関	隠岐支庁							
		健康福祉局	診療放射線 技師 臨床検査技 師 栄養士 理学療法士 作業療法士 歯科衛生士	薬剤師 獣医師 診療放射線 技師 臨床検査技 師 栄養士 理学療法士 作業療法士 歯科衛生士	主任獣医師 主任	主任獣医師 主任	課長 主幹	部長	
		農林局		獣医師	主任獣医師	主任獣医師	課長 主幹	部長	
		健康福祉センター	診療放射線 技師 臨床検査技 師 栄養士 理学療法士 作業療法士 歯科衛生士	薬剤師 獣医師 診療放射線 技師 臨床検査技 師 栄養士 理学療法士 作業療法士 歯科衛生士	主任獣医師 主任	主任獣医師 主任	課長 主幹	部長	
		保健所							
		保健環境科学研究所							
		中央病院	診療放射線 技師 臨床検査技 師 栄養士 臨床工学技 師 理学療法士 作業療法士 歯科衛生士 歯科技工士 言語療法士	薬剤師 診療放射線 技師 臨床検査技 師 栄養士 理学療法士 作業療法士 歯科衛生士 歯科技工士 言語療法士	主任	主任	栄養管理科 長 副科長 専門員	医療技術局 長 薬剤局長 医療技術局 次長 薬剤科長 放射線技術 科長 検査技術科 長 臨床工学科 長 リハビリ テーション 技術科長	医療技術局 長 薬剤局長
		湖陵病院	診療放射線 技師 臨床検査技 師 栄養士 理学療法士 作業療法士	薬剤師 診療放射線 技師 臨床検査技 師 栄養士 理学療法士 作業療法士	主任	主任	技師長 専門員	薬剤科部長	
		わかたけ学園	栄養士	栄養士	栄養主任	栄養主任	専門員		
		身体障害者授産セン ター							
		さざなみ学園							
		こくぶ学園							
		食肉衛生検査所		獣医師	主任獣医師	主任獣医師	課長	所長	
		農林振興センター		獣医師	主任獣医師	主任獣医師	課長 主幹	部長	
	家畜保健衛生所								

教育委員会	教育機関	県立学校	学校栄養士	学校栄養士	主任学校栄養士	主任学校栄養士	学校栄養主幹		
		共通			専門員				
共通					企画員	企画員	副主査	主査	

別表の7の表を次のように改める。

7 医療職給料表(3)級別職務分類表

組	組織	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
知事の	本庁		保健師	保健師	主任保健師	主幹	副参事	副参事	
事務部 局	地方機関	島根女子短期大学	看護師	看護師	主任看護師	主幹			
		隠岐支庁(健康福祉局)		保健師	保健師	主任保健師	課長 主幹	部長	
		健康福祉センター		保健師	保健師	主任保健師	課長 主幹	部長	
		保健所		保健師	保健師	主任保健師	課長 支所長 主幹	部長	
		保健環境科学研究所					主幹		
		中央病院	准看護師	助産師 看護師 准看護師	助産師 看護師 准看護師	看護師長 副看護師長 主任助産師 主任看護師 准看護師主任	看護師長 副看護師長 主任助産師 主任看護師	看護局長 看護局次長 看護部長	看護局長
		湖陵病院	准看護師	保健師 助産師 看護師 准看護師	保健師 助産師 看護師 准看護師	看護師長 副看護師長 主任保健師 主任助産師 主任看護師 准看護師主任	看護師長 主幹 副看護師長 主任保健師 主任助産師 主任看護師	看護局長 看護局次長	看護局長
		精神保健福祉センター		保健師	保健師	主任保健師	主幹		
		身体障害者更生相談所		看護師	看護師	看護師長 副看護師長 主任看護師	看護師長 副看護師長		
		身体障害者授産センター							
	さざなみ学園								
	こくぶ学園								
教育委員会	教育委員会事務局	本庁	保健師	保健師	主任保健師	主幹			
警察本部	警察本部	厚生課		保健師	保健師	主任保健師	主幹		
		共通		専門員					
共通			精神保健福祉相談員	精神保健福祉相談員	主任精神保健福祉相談員	副主査			

備考1を削り、備考2を備考1とし、次のように改める。

この表において行政職給料表級別職務分類表の5級の職、7級の職、8級の職若しくは10級の職、公安職給料表級別職務分類表の5級の職若しくは7級の職、海事職給料表級別職務分類表の2級の職若しくは3級の職(各長を除く。)、研究職給料表級別職務分類表の4級の職、医療職給料表(2)級別職務分類表の4級の職、5級の職若しくは6級の職又は医療職給料表(3)級別職務分類表の4級の職若しくは5級の職に分類される職のうち、より困難な業務を所掌するもの又はより高度の知識若しくは経験を必要とするものとして人事委員会が定めるものは、それぞれ1級上位の級とすることができる。この場合において、行政職給料表級別職務分類表の5級の職又は公安職給料表級別職務分類表の5級の職で1級上位の級とされたもののうち、特に困難な業務を所掌するもの又は特に高度の知識若しくは経験を必要とするものとして人事委員会が認めるものは、さらに1級上位の級とすることができる。

備考3を備考2とし、備考2中「備考の4」を「備考の3」に改め、備考4を備考3とし、備考5を備考4とする。

附 則

(施行期日等)

1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この細則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、この細則による改正前の級別職務分類に関する細則(以下「改正前の細則」という。)別表の1の9級に分類されていた職にあった者のうち、この細則による改正後の

級別職務分類に関する細則（以下「改正後の細則」という。）別表の 1 の 8 級に分類されるものの級は、当分の間、同表の 1 の定めにかかわらず、9 級とする。

3 施行日の前日において、改正前の細則別表の 4 の 5 級に分類されていた職にあった者のうち、改正後の細則別表の 4 の 4 級に分類されるものの級は、当分の間、同表の 4 の定めにかかわらず、5 級とする。

4 施行日の前日において、改正前の細則別表の 6 の 7 級に分類されていた職にあった者のうち、改正後の細則別表の 6 の 6 級に分類されるものの級は、当分の間、同表の 6 の定めにかかわらず、7 級とする。

## 人 事 委 員 会 訓 令

公文書の保存期間に関する規程をここに公布する。

平成16年 3月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

### 島根県人事委員会訓令第 1 号

#### 公文書の保存期間に関する規程

第 1 条 この規程は、島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則（平成16年島根県人事委員会規則第 4 号）第 17 条の規定に基づき、公文書の保存期間について定める。

第 2 条 公文書の保存期間は、別表のとおりとする。

#### 附 則

1 この訓令は、平成16年 4月 1 日から施行する。

2 公文書等の整理及び保存に関する規程（平成13年島根県人事委員会訓令第 1 号）は、廃止する。

#### 別表

##### 公文書の保存種別及び保存期間の基準

#### 1 保存期間30年

- (1) 人事委員会議事録
- (2) 人事委員会及び他任命権者の諸令達、諸通知で重要な文書
- (3) 中央官庁関係の通達及び往復文書で将来の例証となる文書
- (4) 事務局職員の進退、懲戒及びほう賞に関する文書並びに履歴書
- (5) 官報及び県報その他重要な図書で将来の参考となるもの
- (6) 原簿、台帳等で重要なもの
- (7) 措置要求及び不服申立ての審査に関する文書
- (8) 職員団体の登録及び管理職員等の指定に関する文書
- (9) 労働基準監督機関の職権行使に関する文書
- (10) 職員の服務、勤務時間、休日、休暇等の制度に関する文書
- (11) 規則（細則）の制定及び改正に関する文書
- (12) 条例及び規則（細則）の運用方針等で重要なもの
- (13) 給与等に関する報告及び勧告書
- (14) 条例に対する意見書
- (15) 任用選考請求書及び承認指令に関する文書
- (16) 任用試験に関する問題及び合格者決定に関する資料
- (17) 任用試験の合格者の身分、経歴等に関する資料
- (18) その他30年の期間保存の必要があると認められる文書

#### 2 保存期間10年

- (1) 人事委員会及び他任命権者の諸令達、諸通知で比較的重要な文書

- (2) 報告、届出、調査等で特に重要な文書
- (3) 臨時的任用に関する文書
- (4) その他10年の期間保存の必要があると認められる文書

3 保存期間5年

- (1) 人事委員会及び他任命権者の諸令達、諸通知で1及び2に属さない文書
- (2) 報告、届出、調査等で重要な文書
- (3) 会計上の文書及び帳簿で決算の終わったもの
- (4) 各種会議に関する文書（復命書を含む）で重要なもの
- (5) 任用試験に関する文書で1及び2に属さない文書
- (6) その他5年の期間保存の必要があると認められる文書

4 保存期間3年

- (1) 陳情、請願等で重要な文書
- (2) 研修に関する文書
- (3) その他3年の期間保存の必要があると認められる文書

5 保存期間1年

- (1) 収受又は発送に関する諸帳簿
- (2) その他1年の期間保存の必要があると認められる文書

6 保存期間1年未満

- (1) 臨時発生し、短期間使用する軽微なもの